



平成 27 年 7 月 23 日

青森市長 鹿内 博 様

青森市平和の日等検討委員会
委員長 内海 隆

青森市に平和の日を制定することについて（中間答申）

平成 27 年 6 月 25 日付けで諮問があった「青森市に平和の日を制定することについて」、これまで計 2 回の審議を経て、現時点で一定の意見の集約をみたので、下記のとおり中間答申として提出する。

記

1 平和の日の制定について

「平和都市宣言（旧青森市 平成 2 年 7 月 28 日）」、「非核・平和のまち宣言（旧浪岡町 昭和 61 年 9 月 19 日）」や、7 月 28 日に青森空襲があったという事実の認知度が低いこともあり、市民が平和について考えるきっかけづくりのためにも、平和の日の制定は必要である。

2 平和の日とすべき日について

青森空襲があった 7 月 28 日とする。

3 平和の日の制定手法について

旧青森市、旧浪岡町においては、それぞれ平和に関する宣言をしてきたが、今後、青森市として平和に関連する事業が継続的に実施されていくためにも、条例として制定すべきものとする。